

第1回岡山県最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和8年7月30日（木曜日）午後3時40分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1－4－1
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室A B
- 3 出席者
- | | |
|------------|-------------------------------|
| 公益代表委員 | 片 山 裕 之
西 田 和 弘
長谷川 珠 子 |
| 労働者代表委員 | 櫻 井 正 巳
高 山 伸 男
村 上 達 哉 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
鶴 海 元
西 谷 治 朗 |
| 事務局 労働基準部長 | 佐 藤 明 士 |
| 賃 金 室 長 | 宮 本 洋 子 |
| 賃 金 指 導 官 | 森 井 顕 二 |
| 労災補償監察官 | 木 村 弘 之 |
| 監 察 監 督 官 | 金 武 邦 洋 |

4 議 事

森井指導官

ただ今から、第1回岡山県最低賃金専門部会を開催いたします。スマートフォン等音の出る機器につきましては、マナーモードにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

今回、専門部会委員として最初の専門部会ですので部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めさせていただきます。

専門部会委員の9名の方におかれましては、令和8年7月24日付けで委員に委嘱させていただいております。辞令は、委員の皆様方のお手元に置かせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、定足数について報告申し上げます。本日は9名全員が御出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていることをご報告いたします。

本日御審議いただきます事項について、説明申し上げます。

- (1) 部会長・部会長代理の選任について
- (2) 岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書について
- (3) 岡山県の生活保護と最低賃金について
- (4) 今後の審議の進め方について
- (5) 今後の審議日程について
- (6) その他

でございます。

本日は、第1回目の専門部会でございますので、審議に入ります前に佐藤労働基準部長より御挨拶申し上げます。

佐藤部長

労働基準部長の佐藤でございます。本審に引き続きご出席いただきましてありがとうございます。私から一言ご挨拶を申し上げます。

まず、地域最賃の審議につきましては、年々高い目安額が中賃から示されて、各地域の審議会で審議するというところで、非常に高い注目を集めているところでございます。そうしたなかで、委員の皆様方におかれましては、大変ご負担をおかけするという、難しい状況のなかでの審議ということで、本年度もよろしくお願いいたします。また、口説くて恐縮ですが、本年の中賃の全員協議会で示されました「論点と考え方の整理」に基づく審議もお願いしたいと思います。具体的には、最低賃金法第9条第2項の3要素による各県ごとのデータに基づく審議を改めてお願いしたいと思います。これも前回の本審で申し上げましたが、近隣県との競争であるとか、地域の実態と乖離した引上げということが意見として出され、また、発効日が問題視されていることでございます。本年の中賃の目安答申等見ていただきますと、ある程度軸足を本来の法律の趣旨に則った形に戻しつつあるとい

うところも感じられるところでございます。

労使それぞれ受け止めがあるかと思ひますし、意見の相違もあるかと思ひますが、妥協点、一致点を見出すべく審議をいただければ幸いです。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

森井指導官 それではこれより議事に移ります。室長、よろしくお願ひします。

宮本室長 議事に移らせていただきます。
議題「(1) 部会長、部会長代理の選任」につきまして、例年どおり公益委員の方々の互選で選任いただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

宮本室長 それでは、公益委員の皆様で互選とさせていただきますが、前もって話し合っていておりますので、その結果を私から発表させていただきます。

部会長は片山委員です。部会長代理は長谷川委員です。

(事務局、「部会長」「部会長代理」の札を机上に置く。)

宮本室長 初めに片山部会長に御挨拶をいただきまして、引き続き議事の進行につきまして、よろしくお願ひいたします。

片山部会長 部会長に選任いただきました片山です。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

本日はお疲れのことと思ひますので、さっそく議事に入らせていただきます。まず議題に入る前に、本日の専門部会は公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆様の忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので非公開といたします。

次に、当専門部会の議事録の署名人について決めておきたいと思ひます。岡山地方最低賃金審議会専門部会運営規程によりますと、部会長及び部会長の指名した委員2名が署名するものとされておりますので、部会長の私と、労側は櫻井委員、使側は西谷委員にお願いしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長

では、議題（２）に入らせていただきます。

議題「（２）岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書について」は、本日、第 521 回本審において説明と意見発表がありましたので、専門部会では改めて説明等は行わないこととします。よろしいでしょうか。

（異議なし）

片山部会長

次に、議題（３）の「岡山県の生活保護と最低賃金について」、事務局から説明をお願いします。

宮本室長

先ほど、本審の目安伝達におきまして、生活保護と最低賃金の乖離は解消されていることの説明が行われました。また、今年度の目安額は A ランク 54 円、B ランク、C ランク 56 円であることを説明させていただきました。

生活保護と最低賃金につきましては、本年度中賃第 2 回目安小委員会で資料が示されております。資料 No. 1 と No. 2 をご覧ください。

岡山県の生活保護と最低賃金について、改めて最新の比較データに基づいた再計算の結果を基にご説明いたします。専門部会の資料 No. 1 として準備しております「岡山県の生活保護と最低賃金について（令和 6 年度データに基づく比較）」をご覧ください。

生活保護との比較には、令和 7 年 12 月 1 日発効の岡山県最低賃金 1,047 円を基にしております。一方、生活保護の比較対象者は、18～19 歳の単身世帯者とし、対象年度は令和 6 年度となっております。

令和 6 年度の生活保護は、生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の岡山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 100,989 円となっております。

最低賃金の生活保護に係る整合性についてですが、令和 7 年 12 月 1 日発効の岡山県最低賃金 1,047 円の 1 箇月の換算額は、下段（注）のところを見ていただきたいのですが、岡山県最低賃金 1,047 円に 1 箇月平均法定労働時間数の 173.8 時間を乗じ、可処分所得の総所得に対する比率 0.824 を乗じた金額 149,942 円となります。先ほどの生活扶助基準 100,989 円と比較すると、岡山県最低賃金が生計保護費を下回っているとは認められませんでした。

全国の状況につきましては、資料 No. 2 として都道府県別の比較表を用意しています。最初の折れ線グラフは令和 6 年度の生活保護と令和 6 年度の最低賃金で比較したものとなっております。2 枚目の折れ線グラフは令和 6 年度の生活保護と令和 7 年度の最低賃金で比較したグラフです。

最後の一覧表は、47 都道府県について、最新の乖離額を示すとともに、その乖離額の変動について分析されたものです。列Cの額は、2 ページのグラフでお示しした乖離額を時間額に換算したものです。マイナスは、最低賃金額が生活保護水準を上回っていることを示しています。審議の参考としてください。

片山部会長 ただ今の説明について何かございますでしょうか。

(特になし)

片山部会長 それでは、岡山県最低賃金は生活保護水準を下回っていないことを確認いたします。

片山部会長 次の議題「(4) 今後の審議の進め方について」ですが、岡山地方最低賃金審議会専門部会運営規程に基づいて進めることといたしますが、金額審議に際しては、中賃の目安答申を踏まえ、①労働者の生計費、②労働者の賃金水準、③通常の事業の賃金支払能力、この3点を総合的に考慮して、さらに、「日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026」などへの配意及び県内の企業活動と労働者の実情を十分踏まえて改正決定に向けて今後の審議に臨みたいと考えています。

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長 では、次回専門部会についてですが、2 点ございます。

1 点目は本年度の審議に臨むに当たっての労使それぞれの基本的な考え方を、2 点目は金額提示をお願いしたいと考えていますので、準備をよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長 次回以降の専門部会の審議も、公労使三者が揃う場面については公開といたします。ただし議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要がありますので非公開といたします。

次に、議題「(5) 今後の審議日程について」、事務局から説明をお願いいたします。

宮本室長 今後の審議日程についてですが、今回を含めて4 回ないし5 回を

予定させていただいております。5回で結審しない場合は、引き続き審議という可能性もございますが、その場合は会場の確保等のこともございますので、委員の皆様と別途調整させていただきたいと思います。

片山部会長 ただ今の説明について、何かございますでしょうか。

(特になし)

片山部会長 次に議題（６）「その他」について、事務局から何かありますか。

宮本室長 特にございません。

片山部会長 他に委員の皆様から何かありますか。
それでは、これをもちまして第１回岡山県最低賃金専門部会を終わります。
皆様、お疲れさまでした。